

令和8年度 屋外広告物講習会の受講案内

都内で屋外広告業を営む方は、営業所ごとに屋外広告物講習会の修了者等の一定の資格のある者（業務主任者）を置くことが必要とされています。

屋外広告業を営もうとする方で、営業所に講習会修了者等の設置が見込めない方は、必ずこの講習会を受講してください。受講するためには、受講申込みを必ず行ってください。

申込みをいただいた後、東京都で申込内容を審査し、審査完了後に受講料を現金書留により納付していただく必要がありますので、期間に余裕をもったお手続きにご協力をお願いします。

◇ 講習会の開催

1 開催日及び開催会場

開催日	開催会場	備考
令和8年 10月15日（木）及び 同月16日（金）	都民ホール（都議会 議事堂 1階） 新宿区西新宿二丁目8番1号	会場へは公共交通機関をご利用ください。

（主な交通機関）

（1）「JR新宿駅」（西口から徒歩約10分）

（2）都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」A3出口から徒歩2分

（3）新宿駅西口（地下バスのりば）から都営バス又は京王バス（都庁循環）「都議会議事堂」下車

2 講習会の主な内容及び講習時間

講習科目	講習の内容	講習時間
屋外広告物の法規	東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則を中心とする屋外広告物に関する法令について	2時間30分
屋外広告物の表示の方法	都市の良好な景観の形成と屋外広告物の意匠、色彩及び形状との調和の在り方について	3時間
屋外広告物の施工	屋外広告物の材料、構造、設置方法等の安全対策及び施工管理について	5時間

3 使用するテキスト

（1）東京都屋外広告物条例の解説（受講料に含まれます。）

（2）屋外広告の知識（**受講料には含まれません。**）

※屋外広告の知識の3編（「デザイン編」「設計・施工編」「法令編」）の販売価格等の詳細は都市整備局ホームページにてご案内します。なお、ご持参いただけない場合は、受講できない場合があります。

4 時間割

時間 日	9:45	10:20	12:15			
			10:30		13:15	14:00 17:00
第1日目	受付	開講式	屋外広告物の法規	休憩	屋外広告物の法規	屋外広告物の表示の方法
第2日目	受付		屋外広告物の施工	休憩	屋外広告物の施工	— (16:30)

※ 第2日目の終了後（講習科目の一部免除の方には第1日目の終了後）に修了証の交付を行います。

※ **遅刻・早退・中座は、修了証の交付対象となりません**ので、十分ご注意ください。

5 受講定員

200名（先着順）

◇ 受講申込み・受講料納付

受講申込みは、原則東京都屋外広告物管理システムによる申込みのみとします。同システムでの申込みが困難な場合は、お問合せください。なお、申込み後の受講者の変更はできません。

1 受付期間

(1) 申込期間

令和8年8月17日（月曜日）から令和8年8月28日（金曜日）まで

申込人数が定員200名を上回った場合は、募集期間終了前に締め切らせていただくことがあります。

(2) 受講料納付期間（現金書留による）

東京都での申込内容の審査完了後から令和8年9月4日（金曜日）まで

2 申込方法

東京都屋外広告物管理システムのトップページは以下のURLのとおりです。

<https://shinsei-okugai.metro.tokyo.lg.jp/s/>

申請者の方向けの操作マニュアル（PDF、以下「マニュアル」と記載します。）は、同ページ内の「ご利用になる方へ（2）利用方法」に掲載されておりますので、こちらを併せてご確認ください。

(1) 申請者アカウントの登録

受講申込に先立って、マニュアル「第3章 申請者アカウントの登録」に従い、申請者アカウントを登録してください。

(2) 受講申込

マニュアル「第8章 各種手続 講習会 1. 広告講習会の受講申込」に従って、令和8年8月28日（金曜日）までに受講申込の手続を行ってください。申込時の住所や電話番号は申込者本人（個人）のものをご記載ください（講習会修了証は法人ではなく、個人に交付されるものであるためです）。

申請が到達すると、「【東京都屋外広告講習会申請】申請・届出を受け付けました」という件名のメールがシステムより自動で送信されます。

(3) 申込内容の審査

東京都が申込内容の審査を行います。申込内容の修正が必要な場合は、お申込時に入力いただいた電話番号にご連絡をさせていただきます。東京都からの連絡内容に従い申込内容を修正する場合は、「第8章 各種手続 講習会 4. 各種申請の照会（申請中）」に従って、「申請取戻」及び「一時保存再開」ボタンをクリックし、修正の上再度申請してください。

東京都による申込内容の審査が完了すると、「【東京都屋外広告講習会申請】手数料支払いのご案内」という件名のメールがシステムより自動で送信されますので、以下の受講手数料のお支払い手続を行ってください。

(4) 受講手数料のお支払い

つり銭の無いように受講手数料（4,900円）を現金書留で令和8年9月4日（金曜日）までに郵送してください（締切日の消印のあるものまで有効）。封筒の「ご依頼主」欄等に受講者の住所と氏名を明記してください。お支払い後に受講者の都合で講習会を受講されない場合でも、受講料はお返しできません。また、講習科目の一部を免除される場合も受講料は変わりません。開催中止となった場合の受講料の返金については、都市整備局ホームページにて別途お知らせします。

なお、領収証書については、講習会当日に修了証とともにお渡しします。お支払い後すぐに領収証書の受領を希望する場合には、返信用長3封筒（110円切手を貼付けのこと。）を同封してください。

・宛先

郵便番号 163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎12階

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課屋外広告物担当

※マニュアル「第8章 各種手続 講習会 2. 支払い手続き」に、決済方法の種類が3種類記載されておりますが、現在は現金払いのみの対応となります。現金書留にて受講手数料をお支払いください。

(5) 受講票について

受講料の納付確認後、当日のご案内及び受講票の印刷方法について、システムよりメールで送信いたします。受講票は、屋外広告物管理システムから屋外広告物講習会受講申込書を印刷し、切り取り線で受講票を切り取り、当日必ずご持参ください。

◇ 講習科目の一部免除

次の資格を有する方は、「屋外広告物の施工」に関する科目の受講を免除されます。受講申込みの際、その資格を証する書面を添付してください。

- 1 建築士法に規定する建築士
- 2 電気工事士法に規定するネオン工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者（通称ネオン工事資格者）又は電気工事士
- 3 電気事業法に規定する電気主任技術者免状（第1種・第2種・第3種）の交付を受けている者
- 4 職業能力開発促進法の準則訓練（帆布製品製造科）修了者、職業訓練指導員免許（帆布製品科）所持者又は技能検定（帆布製品製造）合格者

◇ 講習会修了証の交付

第1日目及び第2日目の講習科目を全て受講した方には、第2日目の終了後（講習科目の一部免除の方には第1日目の終了後）に修了証を交付します。

ただし、各講習科目について、遅刻、早退又は中座をした場合は、修了証を交付できませんので、あらかじめご了承ください。

◇ 受講する必要のない方

次の資格を有する方は、講習会修了者と同等以上の知識を有する者として、受講する必要はありません。

- 1 道府県、指定都市又は中核市が行う講習会の修了者
- 2 職業能力開発促進法の準則訓練（広告美術科）修了者、職業訓練指導員免許（広告美術科）所持者又は技能検定（広告美術仕上げ）合格者
- 3 屋外広告物法に規定する登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した者（屋外広告士）（経過措置により有効とされる屋外広告士を含む。）

◇ お願い

できるだけ多くの事業者の方に受講していただくため、1社で多人数のお申込みはご遠慮ください。

住 所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎12階中央
東京都 都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 屋外広告物担当

電 話 03（5388）3335（直通）

M a i l S0000169(at)section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。

お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。